
南シナ海仲裁の手續と判断実施の展望

河野 真理子

Kawano Mariko

はじめに

フィリピンが国連海洋法条約（UNCLOS）第15部の義務的裁判制度を利用して、中国に対する仲裁手續を開始した南シナ海に関する仲裁事件は、国連海洋法条約の下での紛争解決制度だけでなく、国際裁判制度全体の意義と問題点を浮き彫りにする経験となった。本稿では、最初にこの事件の手續の経緯を簡潔に述べ、その後、管轄権と受理可能性に関する裁判所の判断を中心に仲裁判断の内容をまとめたうえで、この仲裁判断の履行にかかわる問題を論じたいと考える。

1 南シナ海に関する仲裁事件の手續の経緯

2013年1月22日、フィリピンは、請求の記載を伴う通告により、中国に対して国連海洋法条約第15部の下での義務的仲裁裁判手續を開始した⁽¹⁾。フィリピンと中国の間の紛争の場合、両国がともに第287条の下での裁判所の選択に関する宣言をしていないので、同条5項により、附属書VIIに基づく仲裁裁判所が義務的管轄権をもつことになる。

中国は、2013年2月19日付の口上書により、この仲裁手續を拒否するとの意思を示した⁽²⁾。国連海洋法条約附属書VII第9条によれば、当事者の一方が欠席しても仲裁手續の進行は妨げられない。また、中国は仲裁人の任命も拒否したが、附属書VII第3条に従って、フィリピンが任命した仲裁人以外の4名について、国際海洋法裁判所長が仲裁人を任命し、これにより仲裁裁判所（以下、裁判所）が設立された⁽³⁾。

中国は、仲裁手續を拒否するとの意思を示したものの、2014年12月7日に「南シナ海についての論点に関する中国の立場」と題する文書（以下、ポジション・ペーパー）を発出し、仲裁を拒否する理由を詳細に述べた⁽⁴⁾。2014年12月8日には、常設仲裁裁判所（Permanent Court of Arbitration）に宛てた口上書で、ポジション・ペーパーを仲裁人に送付するよう要請するとともに、この文書により中国が仲裁手續に応じることを認めたとみなされてはならないことを確認した⁽⁵⁾。さらに、2015年2月6日に、中国の立場を説明する、駐オランダ中国大使から仲裁人宛の書簡（中国大使の第1の書簡）が発出された⁽⁶⁾。裁判所は、これらの中国の文書について、同年4月21日付の決定により、管轄権に関する中国の主張を先決的抗弁とみなし、本案と分離して審理することとした⁽⁷⁾。同年7月7日から13日に、管轄権と受理可能性に関する口頭審理が行われたが、その直前の7月1日に駐オランダ中国大使から仲裁人宛の書簡

(中国大使の第2の書簡)で、中国は裁判所の管轄権と受理可能性についてさらに反論を行なった⁽⁸⁾。

2015年10月29日の管轄権と受理可能性に関する仲裁判断(以下、2015年判断)後、11月24日から11月30日に本案に関する口頭審理が行なわれ、2016年7月12日、仲裁判断(以下、2016年判断)が示された⁽⁹⁾。

2 フィリピンの本案に関する申立(15点)

フィリピンの申述書の最後には、以下の15点の申立に記載されていた。フィリピンはこれらの申立を2015年11月の口頭手続まで維持したものの、この口頭手続の際に申立の一部の修正を申請し、これが認められた。ここで、フィリピンが提起した15点の申立と修正された最終的な申立を示しておく。

(1) 申述書の申立

- ① 中国の海洋に対する権原は、フィリピンのそれと同様に、国連海洋法条約で明示的に認められている範囲を超えて拡張されえない。
- ② 「九段線」によって囲まれた南シナ海の海域に関する主権的権利に基づく管轄権と「歴史的権利(historic rights)」についての中国の主張は、国連海洋法条約に違反し、同条約によって明示的に認められた中国の海洋に対する権原の地理的及び実体的な限界を超える限りで、合法的な効果をもたない。
- ③ スカボロー礁は排他的経済水域(EEZ)と大陸棚に対する権原を生じさせない。
- ④ ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁及びスービ礁は、領海、EEZ及び大陸棚に対する権原を生じさせない低潮高地であり、かつ占有又は他の方法によって専有することができる海洋地形物ではない。
- ⑤ ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁はフィリピンのEEZ及び大陸棚の一部である。
- ⑥ ガヴェン礁とマッケナン礁(ヒューズ礁を含む)は低潮高地であって、領海、EEZ、又は大陸棚に対する権原を生じさせないが、ナミット及びシンカウエの領海の幅を測定する基線を決定する低潮線として用いられうる。
- ⑦ ジョンソン礁、カルテロン礁及びファイアリー・クロス礁はEEZ又は大陸棚に対する権原を生じさせない。
- ⑧ 中国は、フィリピンのEEZ及び大陸棚の生物資源及び非生物資源に関する同国の主権的権利の享受及び行使に、違法に介入してきた。
- ⑨ 中国が、自国の国民と船舶がフィリピンのEEZにおいて生物資源を開発することを防止してこなかったことは、違法である。
- ⑩ 中国は、スカボロー礁における伝統的な漁業に介入することによって、フィリピン人漁民の生計を違法に妨害してきた。
- ⑪ 中国は、スカボロー礁及びセカンド・トーマス礁において海洋環境の保護及び保全に関する国連海洋法条約の下での義務に違反してきた。
- ⑫ 中国のミスチーフ礁の占有とそこでの建設活動は、

- (a) 国連海洋法条約の人工島、施設及び構築物に関する諸規定に違反している
 - (b) 海洋環境の保護及び保全に関する国連海洋法条約の下での中国の義務に違反している
 - (c) 国連海洋法条約に違反する違法な専有を試みる行為である
- ⑬ 中国は、スカボロー礁近海を航行するフィリピンの船舶と衝突する重大なリスクを生むような危険な方法で法執行のための船舶を運行することによって、国連海洋法条約の下での義務に違反してきた。
- ⑭ 2013年1月の本件仲裁手続の開始以降、中国は違法に紛争を悪化及び拡大させてきた。そのなかには以下のものが含まれる。
- (a) セカンド・トーマス礁周辺及び隣接する海域のフィリピンの航行の権利に対する介入
 - (b) セカンド・トーマス礁に駐留するフィリピン人の要員の交替と補給の妨害
 - (c) セカンド・トーマス礁に駐留するフィリピン人の要員の健康と福祉を害すること
- ⑮ 中国は違法な請求と活動を止めるべきである⁽¹⁰⁾。

(2) 裁判所が認めた申立の修正

フィリピンの申立の修正の要請について、裁判所は最初の申立に関連する又は付随的なものに限定して認めるとした。結果的に以下の3点について、申立の修正が認められた。

① 第11申立について下線部を追加

中国は、仲裁手続開始後に人工島、施設、又は構築物の建設を加速化させた。フィリピンはこれらの行為の海洋環境への影響を論じるために、本案に関する口頭手続のなかで下線部の追加を申請し、裁判所は、最初の申立に関連する又は付随的であるとしてこの修正を容認した⁽¹¹⁾。

「中国は、スカボロー礁、セカンド・トーマス礁、カルテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガヴェン礁、ジョンソン礁、ヒューズ礁及びスービ礁において海洋環境の保護及び保全に関する国連海洋法条約の下での義務に違反してきた。」⁽¹²⁾

② 第14申立の修正

フィリピンは、本案に関する口頭手続の最終申立で、この修正を申請した。裁判所は、2015年12月16日に中国に対し、この修正に関する意見を求めた。裁判所は、最初の申立に関連する又は付随的なものに限定して修正を認めるとの意見を示し⁽¹³⁾、新たな項目として、「(d) ミスチーフ礁、カルテロン礁、ファイアリー・クロス礁、ガヴェン礁、ジョンソン礁、ヒューズ礁及びスービ礁における浚渫、人工島の建設及び建築活動の実施」の追加が認められた⁽¹⁴⁾。

③ 第15申立の修正

2015年判断で、フィリピンは、第15申立の内容の明確化と範囲の縮小を求められた⁽¹⁵⁾。口頭手続の際、及びその後の書面によって、フィリピンが申請した以下のような申立の修正を、裁判所は最初の申立に関連する又は付随的であるとして認めた⁽¹⁶⁾。

「中国は、国連海洋法条約の下でのフィリピンの権利と自由を尊重すべきであり、南シナ海における海洋環境の保護及び保全に関連する義務を含む同条約の下での義務を履行すべきであり、かつ同条約の下でのフィリピンの権利と自由に妥当な考慮を払いつつ、中国の南シ

ナ海における権利と自由を行使すべきである。』⁽¹⁷⁾

3 管轄権および受理可能性に関する主要な論点

裁判所は、まず、中国がこの仲裁手続に欠席したことの影響を検討したうえで、国連海洋法条約第286条に規定される義務的管轄権行使のための3つの条件、すなわち、第1に、国連海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在、第2に、第15部第1節に規定される方法によって紛争が解決されなかったこと、および第3に、第3節に規定される義務的管轄権についての制限と選択的除外の適用がない紛争であることを検討した。なお、管轄権に関する論点の一部は、もっぱら先決的ではないと判断されたため、2016年判断で最終的な判断が行なわれた。

(1) 中国の欠席の仲裁手続への影響

2015年判断において、裁判所は最初に中国の欠席の仲裁手続への影響を検討した。中国がこの仲裁手続の正当性に疑問を呈して欠席したこともあり、裁判所はこの点に慎重に対応した。

裁判所はまず、本件紛争の両当事国が国連海洋法条約の当事国であることを確認したうえで⁽¹⁸⁾、附属書VII第9条により一方の当事国の欠席は裁判所の管轄権を奪わないし、本件の手続では両当事者の手続に関する権利の保護のために多くの措置をとってきたことや、管轄権の認定の際、中国の主張だけでなく、裁判所が判断に必要と考える論点も取り上げたこと等、十分な配慮をしてきたと述べ、本件では中国の欠席によって裁判所の管轄権は奪われないと判断した⁽¹⁹⁾。

中国は、フィリピンによる仲裁裁判への紛争の一方的付託は手続の濫用であるとも主張した。これに対し、裁判所は、国連海洋法条約第15部第2節の義務的紛争解決制度に基づいて紛争を一方的に付託することはこの条約の当事国の権利であることを確認し、中国の主張を認めなかった⁽²⁰⁾。

(2) 国連海洋法条約の解釈または適用に関する紛争の存在

国連海洋法条約は海洋法に関する条約であるため、領有権や領土に対する主権に関する規定がない。しかし、陸地が海洋に対する沿岸国の権原の基盤であるという原則は国際司法裁判所（ICJ）の先例のなかで確立した原則の一つである⁽²¹⁾。このため、海洋境界に関する紛争の背景には領有権にかかわる問題が存在することが多い。こうした領有権と海洋境界に関する紛争が共存する紛争は混合紛争（mixed dispute）と呼ばれ、国連海洋法条約の解釈または適用に関する紛争とみなされうるか否かが議論されてきた⁽²²⁾。

この混合紛争に関する管轄権の問題は、チャゴス諸島の海洋保護区事件で初めて実際に論じられた。これは、モーリシャスの独立時から英国との間で領有権に関する紛争があったチャゴス諸島の周辺について、2010年に英国が海洋保護区を設定したことに起因する事例である⁽²³⁾。モーリシャスの提起した紛争主題は、混合紛争に関する管轄権の議論を避けるための配慮がなされたものである。しかし、裁判所は、海洋保護区等を設定する「沿岸国としての」英国の権利に関する第1の申立と海洋保護区に関する権利の内容に関する第2の申立は、領土

主権に関する紛争、または背景にある領土主権に関する紛争が支配的であると判断して管轄権を認めず⁽²⁴⁾、英国が設定した海洋保護区と国連海洋法条約の整合性に関する第4の申立のみについて管轄権を認める立場をとった⁽²⁵⁾。この結論に際し裁判所が、国連海洋法条約の解釈または適用に関する紛争に付随的に生じる領土主権に関する些細な論点がある場合を無条件に排除するという趣旨ではないと述べている⁽²⁶⁾ことは注目される。混合紛争の要素を含む紛争で第15部の義務的管轄権が行使されうるか否かは、原告側の申立の構成や内容に大きく依拠すると言えよう。

南シナ海に関する紛争でも、特に中国の九段線や歴史的権利に基づく主張は、海洋地形物に対する領有権とその周辺の海域に対する権原に関連するものであり、混合紛争の要素を含んでいる。それゆえに、フィリピンの申立は領土主権に関する紛争と区別される紛争主題を示すよう工夫されている。裁判所は、チャゴス諸島の海洋保護区事件の裁判所の立場を支持し、領土主権が主要な紛争主題の場合は、国連海洋法条約の解釈または適用に関する紛争とは言えないとしたが、本件では、いずれの申立も主権に関する判断を裁判所に求めているものではないとし、フィリピンは、紛争の論点を限定することに成功していると述べた⁽²⁷⁾。

(3) 第15部第1節に規定される方法によって紛争が解決されなかったこと

第15部第1節の規定のうち、第281条、第282条、第283条が当事者の選択する手段の優先と紛争解決手段の選択の自由に関する具体的な条件を規定している。

第281条1項は、みなみまぐろ事件での、管轄権なしとの判断の根拠となった規定である。裁判所は、みなみまぐろ保存条約の紛争解決条項である第16条が紛争の両当事者の合意に基づく仲裁への紛争付託を予定していることについて、明文で他の手段の可能性を排除していないものの、義務的裁判制度を排除する意図があると解釈し、国連海洋法条約第15部の下での義務的裁判が排除されていると判断した⁽²⁸⁾。

南シナ海に関する仲裁事件の裁判所は、第281条について、みなみまぐろ事件の仲裁判断とは異なる解釈をし、両当事国の合意による義務的裁判の排除は、明文で規定されていなければならないとした⁽²⁹⁾。中国は、「南シナ海行動宣言（南シナ海における関係国の行動に関する宣言：DOC）」と両国の政治的な宣言によって、両当事者が紛争を交渉によって解決する意思を示しており、義務的な裁判手続を排除する意思があったと主張した。しかし、裁判所は第281条に規定される当事者の合意は法的に拘束力のあるものでなければならないとし、中国が援用した文書のいずれもが法的な拘束力のないものであり、それらが蓄積されたとしても法的な拘束力を生むものとはならないと判断した⁽³⁰⁾。また、「東南アジア友好協力条約（東南アジアにおける友好及び協力に関する条約：TAC）」と生物多様性条約の紛争解決条項によっても、国連海洋法条約第15部の義務的管轄権が排除されたとは言えないと判断した⁽³¹⁾。

第282条は、協定その他の方法によっていずれかの紛争当事者の要請により拘束力を有する決定を伴う手続に紛争を付することについて合意があれば、その手段が優先されるとの趣旨である。これまでの先例で、この点を論じた事案はなく、また中国のポジション・ペーパーではこの点が論じられていなかったものの、裁判所は職権でこの点を取り上げ、東南アジア地域における友好協力条約と生物多様性条約がこの規定の条件を満たしているかについて

フィリピンの意見を求めた⁽³²⁾。裁判所は、この2つの条約は第282条の条件を満たすものではないと判断した⁽³³⁾。

第283条は紛争の付託前の当事者間の意見の交換を求めるものである。これまでの仲裁判断で、これは紛争解決手段に関する意見の交換義務を課したものとされ、比較的柔軟に解釈する立場が繰り返されてきている⁽³⁴⁾。本件でも裁判所はこの立場を支持し、本件の紛争付託前に、フィリピンと中国の間で、紛争解決手段に関しての意見の交換が十分になされたと判断した⁽³⁵⁾。

(4) 第15部第3節に規定される義務的管轄権についての制限と選択的除外

第3節では第297条による義務的管轄権に関する制限と第298条の下での宣言による選択除外に関する規定が設けられている。このうち第297条により管轄権の行使が妨げられる申立はないことを比較的簡単に裁判所は判断した⁽³⁶⁾。対照的に、第298条については中国が、南シナ海に関する紛争の深刻化を受けて、2006年にこの規定の下での宣言を行ない、ここで規定されているすべての紛争を義務的管轄権の適用除外としたため、詳細な検討が必要となった。フィリピンの申立は、第298条に規定される紛争のうち、1項(a)(i)海洋の境界画定に関する紛争又は歴史的湾若しくは歴史的権原に関する紛争と同項(b)「軍事的活動」、または「法の執行活動」に関する紛争に関係する可能性があったからである⁽³⁷⁾。

2015年判断で、裁判所は、フィリピンの15点の申立のうち、7点（上記の申立のうち、③、④、⑥、⑦、⑩、⑪、⑬）について管轄権を有すると判断したものの、7点の申立（上記の申立のうち、①、②、⑤、⑧、⑨、⑫、⑭）については、これらが中国の2006年宣言によって義務的管轄の対象から除外される紛争か否かは、もっぱら先決的とは言えない、すなわち本案に関する主張を聞かなければ判断できないとし、本案の審理に判断を持ち越すことを決定した⁽³⁸⁾。

2016年判断で、裁判所はフィリピンの15点の申立を5つのグループに分けて審理した。第1は、南シナ海の海域において中国が主張する九段線と歴史的権利に関する①と②の申立である。第2は、南シナ海の海洋地形物の法的地位に関する③から⑦の申立である。第3は、南シナ海における中国の活動に関する⑧から⑬の申立である。第4は、当事者間の紛争の悪化と拡大に関する⑭の申立、そして、第5は、両当事者の将来の行為に関する⑮の申立である。それぞれのグループの申立の検討の最初に、2015年判断で持ち越された管轄権の存否についての結論が示されている。

第1のグループの①と②の申立については、これらが第298条1項(a)(i)に規定される「海洋の境界画定」に関する紛争、または「歴史的権原 (historic titles) 又は歴史的湾」に関する紛争にあたるかが論じられた。裁判所は、まず九段線と歴史的権利に基づいて中国が南シナ海について主張する権利の性質を検討し、それらは生物資源及び非生物資源に対する権利の主張であり、この海域を領海や内水と考える主張ではないと結論づけた⁽³⁹⁾。そして、中国が主張する「歴史的権利 (historic rights)」が「歴史的権原」にあたるかについて、裁判所は、第298条1項(a)(i)に規定される「歴史的権原」は主権の行使にかかわるものであり、中国が主張する「歴史的権利」よりも限定的であるとの結論を示し、この点に関する管轄権を有すると判断した⁽⁴⁰⁾。

第2のグループの申立の⑤と第3のグループの申立の⑧と⑨に関する管轄権の最終的判断で大きな意味をもったのは、第1と第2のグループの申立の本案に関する判断である。第1のグループについて、裁判所は、国連海洋法条約の中国についての発効後、同国は国連海洋法条約の関連する規定に反するような主張を九段線や歴史的権利によって根拠づけることはできないとした。また、第2のグループの申立に関連して、裁判所が検討の対象とした海洋地形物のいずれもが国連海洋法条約第121条3項の岩または第13条の低潮高地であり、EEZに対する権原を生じさせることができないと判断されたため、問題になっている海域はフィリピンのEEZとなる。したがって、フィリピンと中国の海洋に対する権原が重複することではなく、第298条1項(a)(i)によって裁判所の管轄権から除外される「海洋の境界画定」の問題は生じないという結論が導かれる。これらの理由から、裁判所は管轄権をもつとの結論に至った⁽⁴¹⁾。

第3のグループのなかの⑪については、2015年判断の時点では裁判所は、管轄権を有すると結論づけていたが、フィリピンは⑪の申立を修正した。修正された⑪と⑫(b)はともに中国の活動が海洋環境の保護及び保全の義務の違反を問う主張だが、第298条1項(b)に規定される「軍事的活動」にあたる可能性があったため、管轄権の行使の可否が改めて検討された。裁判所は、修正された⑪と⑫(b)で取り上げられている海洋地形物周辺の埋立工事の性質について、それらの構造物や施設、人工島の造成は民用目的であるとの声明を中国が繰り返してきていることから、それらは裁判所の管轄権の対象から除外される「軍事的活動」にはあたらないと結論づけた⁽⁴²⁾。裁判所はまた、⑫の全体については、ミスチーフ礁が低潮高地と判断され、その他の南沙諸島の海洋地形物も岩または低潮高地と判断された結果、中国の海洋に対する権原が生じる可能性がなくなったことと、ミスチーフ礁周辺での活動について、中国がこれらを民用目的であるとの声明を繰り返してきていることから、管轄権を認めた⁽⁴³⁾。

第4のグループの⑭では、セカンド・トーマス礁周辺での中国の活動やこの礁に駐留するフィリピン軍の要員への物資の供給等の中国による妨害行為等を論じるもの((a)、(b)、(c))に加えて、中国による人工島の造成等の活動の違法性に関する項目((d))を追加する修正がなされ、裁判所は、最初の申立に関係するまたは付随的であるとしてこの修正を認めた⁽⁴⁴⁾。この申立に関する管轄権の有無は、第298条1項(b)に規定される「軍事的活動」に関する紛争かどうかにかかわる。裁判所は、(a)、(b)、(c)に関して、中国の軍艦と公船のセカンド・トーマス礁周辺における活動がもたらしめている状況は、典型的な軍事的状況(a quintessentially military situation)であるとし、第298条1項(b)により義務的管轄権の行使の対象から除外されると判断した⁽⁴⁵⁾。他方、修正により追加された(d)については、中国が人工島等の造成工事が民用目的であるとの声明を繰り返してきていることから、第298条1項(b)の「軍事的活動」にあたらないと判断し、管轄権を認めた⁽⁴⁶⁾。

4 本案に関する判断

上記のように、裁判所はフィリピンの15点の申立のほとんどについての管轄権を認め、本案についての判断を示した。

第1のグループの申立については、中国の九段線と歴史的権利に基づく主張は、国連海洋法条約の同国に対しての発効以降は、国連海洋法条約の諸規定に反するものについては認められないとされた。第2のグループの申立については、国連海洋法条約第13条と第121条の規定により、スカボロー礁、北ガヴェン礁、マッケナン礁、ジョンソン礁、カルテロン礁、ファイアリー・クロス礁が島と、スービ礁、南ガヴェン礁、ヒューズ礁、ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁は低潮高地と判断された。また、島と判断されたものは、第121条3項に規定される「人の居住又は独自の経済生活を維持」できていないという理由で、「岩」と判断された。低潮高地のうち、スービ礁、南ガヴェン礁、ヒューズ礁は、「島」にあたる海洋地形物から12カイリ以内に位置し、ミスチーフ礁、セカンド・トーマス礁は、領海、EEZ、大陸棚についての権原を生じさせないとの判断が示された⁽⁴⁷⁾。なお、裁判所は、海洋地形物の法的地位の判断に際し、これらの地形物には本来の形状がまったくわからない程度に人為的な変更が加えられた状態であることを指摘し、本来の形状についての入手可能な最良の証拠に基づき判断すると述べている点は注目される⁽⁴⁸⁾。

さらに注目されるのは、フィリピンが法的地位の認定を要請した海洋地形物以外の南沙諸島の海洋地形物について、裁判所が、「人の居住又は独自の経済生活」の評価の際、一定のグループの島の住民がネットワークで海洋地形物を利用して生活を維持する場合がある⁽⁴⁹⁾との理由で、フィリピンが明示的に要請した以外の海洋地形物について、南沙諸島の主要なものの法的地位を判断するとした点である。結果的に、裁判所は、南沙諸島の「島」にEEZ及び大陸棚に対する権原を生じさせるものはないとの結論に至っている⁽⁵⁰⁾。すでに述べたように、この判断ゆえに、問題の海域はフィリピンのEEZと評価され、中国とフィリピンのEEZに関する権原の重複の可能性がなくなった。

第3のグループの申立については、裁判所は、中国はフィリピンのEEZと大陸棚における主権的権利を尊重していないこと、中国の国旗を掲げる漁船の違法な活動を放置し、それらの行為を防止するための相当な注意を行なわなかったこと、スカボロー礁周辺でのフィリピン人漁民の伝統的な漁業活動を違法に妨害してきたこと、中国国旗を掲げた漁船の有害な漁業活動を放置、保護、及び防止しなかったこと、および、埋立と人工島、施設及び構築物の建設、法執行活動を行なう中国の公船の活動により、国連海洋法条約の下での義務に違反したと判断した⁽⁵¹⁾。

第4のグループについても、仲裁手続開始後に加速化された埋立と人工島、施設及び構築物の建設は、裁判手続開始後に両当事国間の紛争を悪化又は拡大させてはならないという国連海洋法条約及び一般国際法上の義務の違反であるとの結論が示された。この点については、裁判所が権利の濫用に関する国連海洋法条約第300条の違反も認めたことも注目される⁽⁵²⁾。なお、第5のグループについては、紛争解決に関する諸規定を含む国連海洋法条約の諸規定の履行の義務、および同条約の下での他国の権利と自由の尊重の義務には紛争の余地がないので、判断の必要がないと判断した⁽⁵³⁾。

5 南シナ海仲裁事件の意義と課題

(1) フィリピン対中国の紛争の解決における意義と課題

国連海洋法条約第296条2項は、第15部第2節の義務的裁判の「裁判（decision）」は、「紛争当事国間において、かつ、当該紛争に関してのみ拘束力を有する」と規定し、附属書VII第9条は、仲裁判断の終局性について規定している。附属書VII第9条の効果について、これが仲裁手續に関する終局性のみを規定しているのであって、本案に関する判断の終局性を意味するものではないとの論考もみられる⁽⁵⁴⁾。しかし、第296条2項と附属書第9条を併せて読めば、これらの規定は、仲裁裁判によって出された判断のすべての法的拘束力と終局性を意味していると解され、2016年判断は全体としてフィリピンと中国に対して法的拘束力をもち、終局的であると言える。

2016年判断は、中国の九段線と歴史的権利に基づく主張を国連海洋法条約と相いれないものとして明確に否定した。また、本件で問題になった海域ではEEZと大陸棚に対する権原を生じさせる海洋地形物が存在せず、この海域がフィリピンのEEZであることを認めた。さらに、国際裁判としては異例ではあるが、紛争の仲裁への付託以降の中国の行為についても、特に埋立や人工島、施設及び構築物の建設行為の違法性を認定している。さらにこれらの行為による紛争の悪化又は拡大については、第300条を含めた国連海洋法条約の諸規定だけでなく一般国際法の違反を認めている。これらの判断は、この紛争にとどまらず、南シナ海における紛争全体について大きな影響をもつ論点である。他方、フィリピンの申立て行為の違法性の認定のみが要請されたこともあり、2016年判断は、違法性の認定の結果、どのような措置をとるべきかには言及していない。

この仲裁判断の結果として最も望ましいのは、中国が違法性を認定された行為を自主的に中止することだろう。しかし、現実には、中国は、2016年判断後すぐにこの仲裁判断を受け入れないとの声明を発表した。また、フィリピンも2016年判断の前の政権交代で就任した新しい大統領は中国との関係強化の方針を示しており、この判断の履行の必要性を必ずしも強調していない⁽⁵⁵⁾。中国が2016年判断を無視する政策を続けるとすれば、国際社会として、本来拘束力があるはずの仲裁判断に従わない国への対応を検討する必要がある。その際には「2016年判断の履行」とは何か、そして2016年判断の南シナ海に関する紛争全体への影響が考慮されなければならないだろう。

(2) 南シナ海に関する紛争全体と二国間の国際裁判手續

① 仲裁裁判手續における第三国の扱い

南シナ海に関する仲裁事件の一つの特徴は、仲裁手續がフィリピン対中国という二国間の紛争に限定されていたものの、その背景に南シナ海に面する複数の国の利益が複雑にかかわる紛争が存在するということである⁽⁵⁶⁾。

裁判所は、2015年判断で職権によりこの問題を不可欠の第三国に関連する論点として取り上げ、本件紛争が南シナ海に関する紛争全体に関係をもちうることに慎重な配慮を示している⁽⁵⁷⁾。ベトナムは、フィリピンがこの紛争を仲裁に付託した当初からこの仲裁手續に関心を

示し、自国の法的利益と権利に影響があるか否かを決定するために書面の写しの開示を希望する旨を裁判所に通知し、裁判所はこれを認めた⁽⁵⁸⁾。ベトナムは申述書についての意見を述べたものの、第三国としての仲裁への参加の許可の申請は行なわなかったし⁽⁵⁹⁾、その他の申述書の開示を受けた諸国からも仲裁への参加の許可の申請はなかったという事情に鑑み、裁判所は、本件は不可欠の第三国の原則が適用されうる事案ではないとの結論に至った⁽⁶⁰⁾。

② 2016年判断後の諸国の対応

南シナ海の紛争には、多くの国の海洋地形物や海洋に対する権原がかかわっており、さらにこの海域の航行の自由や安全保障に利害を有する国も存在する。これらの諸国の多くは、2016年判断後に声明を出したが、その内容には相違がみられる⁽⁶¹⁾。また、ASEANは2016年判断について統一した声明を出すことができなかった⁽⁶²⁾。

国際社会における国際裁判の有効性やその結果としての法の支配の実現のためには、国際裁判の結果に意味をもたせるための努力が必要である。中国が2016年判断を拒否する意思を示している状況では、他の諸国の対応が重要な意味をもつ。これまでのICJの先例で、欧州やアフリカ、南米の国家間の紛争がICJの判決によって円滑に解決されてきた背景には、紛争当事国の紛争の最終的解決に向けた意思と努力に加えて、場合によって、周辺諸国や国際組織の働きかけや援助が大きな役割を果たしてきた⁽⁶³⁾。南シナ海の紛争についても、関係諸国や国際組織の協力と援助が不可欠と言えよう。

終わりに

本件では、国連海洋法条約の義務的裁判制度のゆえに、フィリピンが中国との間の紛争を義務的仲裁に付託することができた。中国の欠席やさまざまな政治的な困難のなかで、2016年判断が出されたことには大きな意義がある。しかし、本件での中国の対応は、アークティック・サンライズ号事件でロシアが国連海洋法条約の下での義務的仲裁手続を拒否し、2015年の仲裁判断も受け入れなかったことに続くものである⁽⁶⁴⁾。また、ニカラグア対コロンビアの海洋境界に関する紛争でも、2012年のICJの判決によって紛争は解決されず、その後、ニカラグアが2つの関連する紛争をICJに付託し、コロンビアはボゴタ規約（「平和的解決のための米州条約」）から脱退した⁽⁶⁵⁾。これらの相次ぐ先例は、義務的国際裁判の本質を改めて問うものとなるかもしれない⁽⁶⁶⁾。国際裁判制度の発展が、国際紛争を力ではなく平和的な手段で解決すべきであるとの認識によって支えられてきた歴史を考えると、国際社会としては、国際裁判制度の存在意義を改めて認識する必要があるのではないだろうか。

(1) *The South China Sea Arbitration (The Republic of The Philippines v. The People's Republic of China)*, PCA Case 2013-19, Award on Jurisdiction and Admissibility, 29 October 2015, para. 26.

(2) *Ibid.*, para. 27.

(3) *Ibid.*, paras. 28-31.

(4) *Ibid.*, para. 55.

(5) *Ibid.*, para. 56.

(6) *Ibid.*, para. 64.

- (7) Ibid., para. 68.
- (8) Ibid., para. 83.
- (9) *The South China Sea Arbitration (The Republic of The Philippines v. The People's Republic of China)*, PCA Case 2013–19, Award, 12 July 2016.
- (10) Award of 2015, supra note 1, para. 101.
- (11) Award of 2016, supra note 9, para. 820.
- (12) Ibid., para. 815.
- (13) Ibid., para. 1111.
- (14) Ibid., para. 1110.
- (15) Award of 2015, supra note 1, para. 413.
- (16) Award of 2016, supra note 9, paras. 1183–1184.
- (17) Ibid., para. 1182.
- (18) Award of 2015, supra note 1, para. 106.
- (19) Ibid., paras. 112–123.
- (20) Ibid., paras. 124–129.
- (21) 黒海の海洋境界画定に関する事件は、それまでの海洋境界画定に関する先例を通じて形成されてきた原則を展望する判決となっており、陸地と海岸線の重要性が指摘されている (*Maritime Delimitation in the Black Sea (Romania v. Ukraine)*, I.C.J. Reports 2009, p. 89, para. 77)。
- (22) 混合紛争について、チャゴス諸島の海洋保護区事件の付託までの議論をまとめた論考として、以下を参照。I. Buga, “Territorial Sovereignty Issues in Maritime Disputes: A Jurisdictional Dilemma for Law of the Sea Tribunals,” *The International Journal of Marine and Coastal Law*, Vol. 27 (2012), pp. 59–95.
- (23) *Chagos Marine Protected Area Arbitration (Mauritius v. United Kingdom)*, PCA Case 2011–3, Award of 18 March 2015, paras. 5–13.
- (24) Ibid., paras. 209–212, and 229–230.
- (25) Ibid., para. 323. なお、第3の申立は、モーリシャスの大陸棚延長委員会への申請手続に関するもので、同国はこれを英国の再抗弁書の後で追加した。裁判所はこれについては両当事国間に紛争がないと判断したので、本稿の文脈では取り上げないこととした (Ibid., paras. 331–350)。
- (26) Ibid., para. 221.
- (27) Award of 2015, supra note 1, paras. 153–154.
- (28) *Southern Bluefin Tuna (Australia v. Japan; New Zealand v. Japan)*, Award on Jurisdiction and Admissibility, 4 August 2000, 23 RIAA 2004, p. 45, para. 63.
- (29) Award of 2015, supra note 1, para. 223.
- (30) Ibid., paras. 241–251.
- (31) Ibid., paras. 281–289.
- (32) Ibid., paras. 304, and 311–313.
- (33) Ibid., paras. 318–320.
- (34) *Arbitration between Barbados and the Republic of Trinidad and Tobago. Relating to the Delimitation of the Exclusive Economic Zone and the Continental Shelf between Them*, Decision of 11 April 2006, 27 RIAA 2007, pp. 204–207, paras. 193–207, *Chagos Maritime Protected Area*, supra note 23, paras. 364–386, and *The Arctic Sunrise (Kingdom of the Netherlands v. Russian Federation)*, Case No. 22, Award on the Merits of 14 August 2015, paras. 152–156.
- (35) Award of 2015, supra note 1, paras. 332–343.
- (36) この点が問題になったのは、第3、第7、第9、第10、第11申立についてである (Ibid., paras. 400, 404, and 406–408)。

- (37) Ibid., paras. 366–373.
- (38) Ibid., paras. 397–413.
- (39) *Award of 2016*, supra note 9, paras. 207–214.
- (40) Ibid., paras. 215–229.
- (41) Ibid., paras. 646, 690–695, 733–734.
- (42) Ibid., paras. 932–938.
- (43) Ibid., paras. 1024–1028.
- (44) Ibid., paras. 1110–1111.
- (45) Ibid., paras. 1153–1162.
- (46) Ibid., paras. 1163–1165.
- (47) Dispositif, B, (3)–(6), *ibid.*
- (48) Ibid., para. 306.
- (49) Ibid., paras. 544, 547, and 572.
- (50) Dispositif, B, (7), *ibid.*
- (51) Dispositif, B, (8), and (15), *ibid.*
- (52) Dispositif, B, (16), *ibid.*
- (53) Ibid., para. 1201.
- (54) S. Talmon, “The South China Sea Arbitration and the Finality of ‘Final’ Awards,” *Bonn Research Papers on Public International Law*, Paper No 12/2016, 24 November 2016, pp. 1–17.
- (55) 中国外務省の声明について、“Full text of statement of China’s Foreign Ministry on award of South China Sea arbitration initiated by Philippines” <http://news.xinhuanet.com/english/2016-07/12/c_135507744.htm>、フィリピンの対応について、“The Philippines statement on the South China Sea arbitration” <<http://america.cgtn.com/2016/07/12/the-philippines-statement-on-the-south-china-sea-arbitration>> および「大統領『南シナ海開発、中国と共同で』」『毎日新聞』2016年10月17日 <<http://mainichi.jp/articles/20161018/k00/00m/030/084000c>> (いずれも、2017年1月15日、最終アクセス)。
- (56) 南シナ海の紛争に関しては多くの著作が公刊されているが、例えば、I. Storey and C. Lin eds., *The South China Sea Dispute: Navigating Diplomatic and Strategic Tensions* (ISEAS, 2016) の編者による序章 (pp. 1–20) はこの問題の複雑な政治的側面を端的に示しており、これに続く各論文は、この紛争にかかわる諸国の事情等を詳細に示している。
- (57) *Award of 2015*, supra note 1, paras. 179–182.
- (58) Ibid., para. 183.
- (59) Ibid., paras. 184–186.
- (60) Ibid., paras. 187–188.
- (61) 2016年判断について公式な声明を出した関係国の例としては、南シナ海の周辺諸国では以下のようなのがある。ベトナムは仲裁手続への紛争の付託を支持する旨を確認したうえで、2016年判断を歓迎した (“Vietnam welcomes Hague ruling,” *Viet Nam News*, 12 July 2016 <<http://vietnamnews.vn/politics-laws/299460/vn-welcomes-hague-ruling.html>>)。インドネシアとマレーシアは、2016年判断直後の声明で、すべての関係国に自制と事態を悪化させる行動を差し控えるよう要請したにとどまった (インドネシアについては、L. Yosephine, “Indonesia urges parties to respect laws following South China Sea ruling” <<http://www.thejakartapost.com/seasia/2016/07/12/indonesia-urges-parties-to-respect-laws-following-south-china-sea-ruling.html>>、マレーシアについては、“Malaysia, Singapore, Indonesia react to S. China Sea ruling,” *ABS-CBN News*, 13 July 2016 <<http://news.abs-cbn.com/overseas/07/13/16/malaysia-singapore-indonesia-react-to-s-china-sea-ruling>>)。ただし、インドネシアは、その後、仲裁判断は国際法の一部として存在しているのであって、それを前提として2002年のDOCを行動規範 (COC) に発展させ

ることが必要であるとし、ASEANの会合の議事としてこれを取り上げるよう要請したと報じられている（N. Corrales, “South China Sea dispute included in ASEAN summit agenda” <<http://www.thejakartapost.com/seasia/2017/01/05/south-china-sea-dispute-included-in-asean-summit-agenda.html>>）。その他の関係国で主要なものは以下のとおりである。日本は、海洋をめぐる紛争の解決の追求にあたり、平和的手段を用いることの重要性を強調し、2016年判断の終局性と法的拘束力を支持し、これが南シナ海における紛争の平和的解決につながることを希望した（「南シナ海に関するフィリピンと中国の間の仲裁（仲裁裁判所による最終的な仲裁判断）（外務大臣談話）」<http://www.mofa.go.jp/mofaj/press/danwa/page4_002172.html>）。米国も同様の立場である。それらの声明やその分析に関する記事の一例として、K. Hunt, “South China Sea: Court rules in favor of Philippines over China” <<http://edition.cnn.com/2016/07/12/asia/china-philippines-south-china-sea/index.html>>。オーストラリアも同様の声明を出した（“Australia supports peaceful dispute resolution in the South China Sea,” Media release, 12 July 2016 <http://foreignminister.gov.au/releases/Pages/2016/jb_mr_160712a.aspx>）。シンガポールは法的および政治的プロセスの尊重をすべての当事国に要請した（“Singapore urges respect for court ruling on South China Sea,” 12 July 2016 <<http://www.todayonline.com/singapore/singapore-south-china-sea-ruling-reaction>>、いずれも、2017年1月15日、最終アクセス）。

- (62) ASEANは2016年判断後の外相会合で、一致した声明を出すことができなかった（<<http://asean.org/storage/2016/07/Joint-Statement-on-the-full-and-effective-implementation-of-the-DOC-FINAL.pdf>>、2017年1月15日、最終アクセス）。
- (63) M. Kawano, “The Role of Judicial Procedures in the Process of the Pacific Settlement of International Disputes,” 346 *Recueil des cours* 9 (2009), pp. 349–360.
- (64) A. G. O. Elferink, “The Russian Federation and the Arctic *Sunrise* Case: Hot Pursuit and Other Issues under the LOSC,” 92 *Int’l L. Stud.* 381 (2016), pp. 381–406.
- (65) ニカラグア対コロンビアの島と海洋境界画定に関する本案判決は2012年11月19日に出された（*Territorial and Maritime Dispute (Nicaragua v. Colombia)*, *Judgment*, I.C.J. Reports 2012, p. 624）。ニカラグアは、2013年9月16日に、ニカラグアの本土の海岸から200海里以遠の大陸棚の境界画定に関する紛争、2013年11月26日にコロンビアの2012年判決の不履行等に関する紛争をICJに付託した。2012年11月27日にコロンビアはボゴタ規約からの脱退を通告したため、この2件でその効果がコロンビアの第1の先決的抗弁となった。ICJは紛争付託の時点で、ボゴタ規約が両当事国の間でまだ有効であったとし、この抗弁を退けた。なお、両方の事案で、ICJは、紛争の一部を除いて、この紛争に関する管轄権を認めた（*Question of the Delimitation of the Continental Shelf between Nicaragua and Colombia beyond 200 Nautical Miles from the Nicaraguan Coast (Nicaragua v. Colombia)*, *Preliminary Objections, Judgment*, 17 March 2016, paras. 18, 31–46, and 126, and *Alleged Violations of Sovereign Rights and Maritime Spaces in the Caribbean Sea (Nicaragua v. Colombia)*, *Preliminary Objections, Judgment*, 17 March 2016, paras. 20, 33–48 and 111）。
- (66) マクドーマンは、本件に関するコメントの最後で、こうした問題を指摘するものの、楽観的な結論を示している（T. L. McDorman, “The South China Sea Arbitration,” *Insights*, Vol. 20, Issue 17 (2016) <<http://www.asil.org/insights/volume/20/issue/17/south-china-sea-arbitration>>（2017年1月15日、最終アクセス））。